

131

トツレフシパ會究研策

特 240

535

輯 三 第

横山 勇君述

國家總動員  
法案に就て

會 究 研 策 國

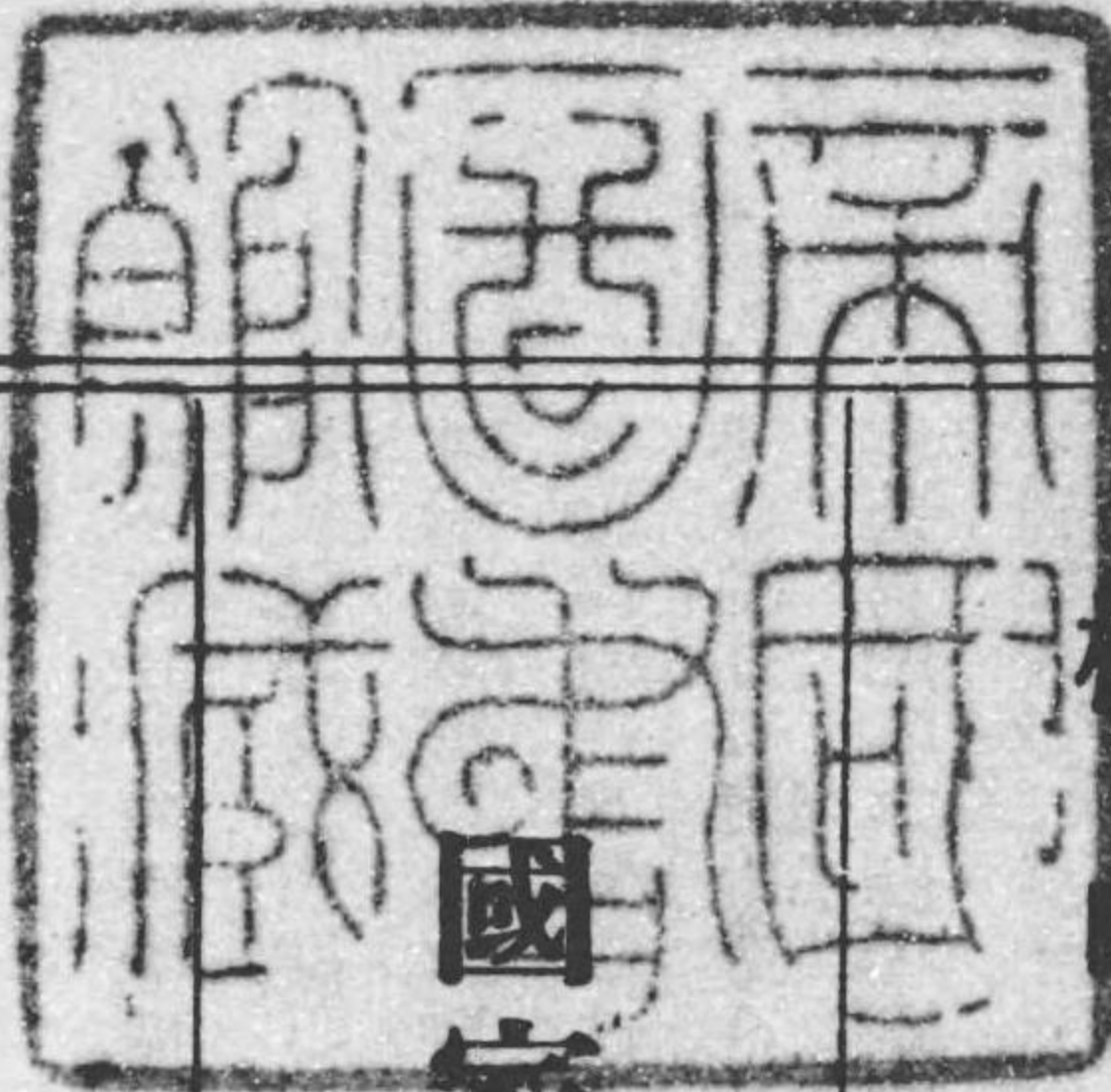
0  
1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
60<sup>8m</sup>  
1  
2  
3  
4  
5

始





特 240  
535



企畫院總務部長 陸軍少將

横山 勇君 述

パンフレット・第三輯

國家總動員法案に就て

國策研究會







國策研究會

本會定例會員懇談會

記録

昭和十三年三月



### はしがき

本篇は去る二月十日開催の本會定例會員懇談會に於いて企畫院總務部長横山少將よりなされた國家總動員法案に關する御講演の速記録である。横山少將は會つて資源局にあつて親しく國家總動員計畫の調査研究に當られ、更に本省の動員課長として實際問題の處理にも任ぜられた權威者であることは周知の事實である。

本會は本問題の重要性に鑑み、同君の御校閲と御承諾を経て會員各位の御參考に供する次第であるが、然し文責に關しては一切を本會が負ふべきものであることは勿論である。本書の刊行に對して與へられた同君の御厚意に對しては深く謝意を表したいと思ふ。

昭和十三年三月

國策研究會事務局



# 目次

- 一、國家總動員法案が出来るまで.....五
- 一、法案を議會に提案した理由.....七
- 一、施行細目を除いた理由.....九
- 一、法案の發動に関する注意.....一一
- 一、軍需工業動員法と本法との關係.....一三
- 一、法案の各條項に就て.....一四
- 一、國家總動員法（全文）.....一九
- 附・國策研究會要覽.....別一



## 國家總動員法案について

企畫院總務部長  
陸軍少將

横山 勇君述

國家總動員法案について御話を申上げるやうにといふことで参りましたが、今日は特にこれが必要とする理由並に、大體に於て斯ういふ立法の精神であるといふやうなことを申上げたいと存じます。先づ此處まで参りました一應の經過について申上げます。

### 國家總動員法案が出来るまで

國家總動員の調査研究を日本で始めましたのは歐洲大戰をやつて居りますあの途中からであります。歐洲大戰に於きまして各國が初めは何等國家總動員の準備なく始めました。どうしても戦争に勝ち、國を護る爲めには國家總動員をやらなければならぬといふことが各國に分りまして、段々に國家總動員をやり、最後に於て徹底的に國家總動員をやつたものが最後の勝利を占めたといふことは御承知の通りでございます。當時陸軍省と參謀本部に歐洲大戰に對する研究調査機關が設けら



れた。その時から各國の國家總動員に關する資料を蒐集し陸軍に於きましては非常な關心を持つて其の研究を初めました。その他各省に於てもそれ〴〵研究調査を始められたことと存じますが、その點は私はよく存じて居りませぬ。當時私は參謀本部に居りまして國家總動員の方の調査を致しましたが、その時に歐洲大戰を側面から見居りまして、どうしてもこれをやらなければいけない。日本は特に資源が貧弱でありますので、國家總動員をやらなければ到底陸海軍の活動そのものが不可能である。さうすれば本當に國防を完うすることが出来ないのだといふことをその時から深く感じた次第であります。

その後各方面に於きまして國家總動員の研究が着々進みまして、聽ては軍需工業動員法の制定となり、次で議會の建議に基いて國家總動員の準備機關である資源局が設けられるといふやうに、我が國に於ても大いに其の準備が進んで参りました。資源局は國家總動員の計畫の設定其他あらゆる調査をするといふことで既に十年間を経過した譯でございます。其の結晶として國家總動員法案といふものが茲に生れたのでございますが、決して突如として生れたものでなく、從來資源局と致しましては各省と非常に綿密な聯絡を取りまして、總がかりで十年間の準備をした譯でございます。

尙ほそれならばもつと早く出来たであらうといふ御考も出やうと思ひますが、愈々最後に法案として纏め上げやうといふことになりまして、出来るだけ完全なものにしたいといふ希望から色々議論が出ます。中々纏るといふ所に手間を取つた譯でありまして、大體の骨子といふものは既に前から出来て居つたのであります。

大體さういふ經過の下に進んで來たのでありますが、政府としては何時戦争があつても國家總動員の準備は出来るといふやうな體制を以て進んで來て居ります。滿洲事變の時には丁度日本の國家總動員の準備といふことが既に出来上つて居たのであります。それで滿洲事變が起りました時には各國から經濟封鎖を以て脅されましたに拘らず經濟封鎖恐れるに足らずといふ所の自信を得たのは、その時に色々の調査が出来、大體に於て國家總動員準備が出来たといふ所に自信があつたのでございます。その後數回計畫等もやり直ほし、この貧弱な日本の資源を以て、どうして國防を完うするかといふやうな所の研究を重ねまして本日に至つた次第であります。

#### 法案を議會に提案した理由

それで茲に國家總動員法案を議會に提案致しまして、其の協賛を求むることになつて参りました



理由を申上げたいと存じます。

八

國家總動員をやり直すには、どうしても平時から國家總動員計畫を立て、それごとくこれを實行する所の準備を綿密にやり、何時でも國家の凡ゆる機關が動き得るといふ所の準備が必要であります。で官廳だけで準備を致しましても、それはたゞ斯うしやうといふ所の一つの腹案に過ぎませぬ。どうしてもそれを必ず爲し得るといふ所の法的準備がなければならぬのであります。さういふ意味に於きまして、戦時になりまして法律を制定されるといふ方法もござります。或は緊急勅令に依るといふ方法もござります。或は非常大權の發動といふ所の方法もあらうと存じます。併しながら只今も申上げました通りに、戦時になつたならば、斯ういふ方法に依つて日本は國家總動員をやつて行くのだといふ所の骨組を普段から決めて置きます時は、戦時になりましても確實に且齊々にそれが行ひ得る、さういふ點の利益があるのであります。方法と致しましては、戦時に至つて急に立法する方法もあらうと思ひますが、戦争開始になりまして、今から軍隊が動員をする、或は艦隊が出動するといふ間際になつて、喧しく國家總動員のやり方は宜いの悪いのと、色々國家總動員の骨組について議論を始めるといふことは、外交上の機微から申しましても不利であり、亦戦争の開始に於ける國論の統一といふ點より見ても如何にも内外に對し工合が悪いといふことが起るだらう

と思ひます。若しそれをしなければ、或は非常大權の發動に依つて一遍にやつてしまふといふことでなければならぬ。さういふことに考へますと、寧ろ大戦争の起る以前、平時から國家總動員の骨組を決めて置く、決めるのも勝手に政府が決めるのではなく、十分に議會の協賛を経て國家總動員の骨組を豫め決めて置く、これが最も妥當な方法であり、また國家總動員の目的を達成するの一番よい方法である。さういふやうに考へられるのであります。

國家總動員の大體の骨組は精神動員、産業動員、交通動員、勞務動員、金融動員、その他科學動員、警備、情報、宣傳といふやうな骨組であらうと存じます。それ等の骨組を豫め決めて置くといふことが必要である。その意味を以て國家總動員の骨組を法律を以て決めるといふことが最も適當な方法であるといふことを考へるのでござります。

### 施行細目を除いた理由

然らばもう少し詳しく決めたらどうか、「勅令の定むる所に依り」といふやうなことを言はずに總ての施行細目を豫め法律を以て決めて置いたならばどうか、その方が寧ろ準備の點から見てもよいのではないかといふ所の議論が起るのでありますが、戦争の状態は色々に變化致します。何れの國



が我國を攻めて来るか分りませぬ。大陸を主とする場合もありませう、大洋を主とする場合もありませう、大陸大洋共に起る場合もありませう、或はその上に經濟封鎖が伴ふといふ狀況が起るとも考へられます。さう致しますと、國家總動員を實施する爲めの施行の細目は戦争の状態に依つて程度が違ひます。これを豫め法律で以て決めて置くといふことになりますと、最も強力な統制を加へる必要がある場合の施行の細目を決めるといふことになると考へます。それよりも寧ろそれは勅令に於て定めることとして、戦争の状態に適合する程度に、且必要以上のことをやらぬやうに、最も適切な施行の方法を勅令で決めるのが最良であるといふことになるのでございます。

尙ほ施行の細目をまだ發動する必要のない時から之を細かく決めて置きますと、世界に向つて日本の國家總動員は斯ういふ要領に依つて實施をする、詰りこちらの國家總動員計畫をすつかり外國に暴露することになる。この法案に擧げてゐるやうな條項は殆ど各國共通の事項であります。斯ういふ荒筋は外國に分つても差支はない。併しながらその施行の細目を世界に向つて公表するといふことになりますと、日本の國家總動員計畫の内容が全部世界に向つて暴露するのであります。斯ういふ結果は國防上最も慎重に考へねばなりません。この兩面の意味に於きまして、餘り細かい施行の内容を豫め決めて置いて、これを世界に發表するといふことは、國防上の心配があり、他面實施の

適切を缺く虞がある。さういふ意味に於きまして施行の細目は除かれて居ります。併しながら國家總動員の骨組と申しますか、大筋は總てこれで決めてございませう。従つてそれから横道に外れないやうに、國家總動員の大筋を法律を以て決めて置く、さういふ意味に於きまして、この法案は國家總動員の骨幹を規定し施行の細目は勅令に依ることとした次第でございませう。

次に、然らばこの内容たる施行の細目はどういふやうにしてやつて行つたならばよいかといふことになりますと、平時本法の發動する以前に於て、豫め慎重な研究準備をすることが最も必要であり且之が運用に際しては貴衆兩院議員其他民間の學識經驗ある者より成る委員會に諮問をして、最も適切に、實情に合ふやうに致したいと考へて居ります。

### 法案の發動に関する注意

それから次に、この法案が制定の時は如何に適用されるかといふことに就きまして申し上げたいと存じます。本法案が成立致しましたならば、この施行は勅令を以て定められることになつて居りますが、現在軍需工業動員法に依りまして工場管理をやつて居ります關係上、それ等の移り變りが必要となり種々事務的準備が要りますので、施行は四月一日よりも少しく遅れると存じます。



次に軍需工業動員法の内容は、この國家總動員法の内容に盛り込まれて居るのであります。軍需工業動員法と、この事變に軍需工業動員法を適用するといふ法律第八十八號とが廢止されまして、この法律に乗り移る譯でございますが、臨時議會で協賛を経ました臨時諸立法はその儘存続をされまして本法案中あれに該當する條項は發動をされない筈でございます。然らばその他の條項は、どれだけを發動するかといふことになりましたが、本法案の條項は大戦争の場合を目標にして總ての大筋が規定されてありますから、只今の支那事變では總ての條項を全部發動しなければならぬといふ程狀況が切迫して居りませぬ。従つて大部分の條項は眠むることとなりませう。詰り各條項の「勅令の定むる所に依り」に基いて施行の細目が勅令を以て決められない限りは各條項は發動し得ない關係にあります。然らばどういふ所が發動するであらうかと申しますと、差當り起りますのは、現在實施中の工場管理であつて、是はどうしても受權がなければなりません。それから之に伴ふ損失補償の關係、さういふものはすぐに發動するものと思ひます。其他或は物資の消費及移動の統制とかいふやうなことが必要に應じて起り得るだらうと存じます。此の法律は従つて支那事變に適用するのでございしますが、只今申した通り發動に就ては色々の特例がありまして、大部分の條項は眠むる關係にあるといふことを申し上げたいと存じます。但し本事變中形勢が俄然一變して第三國が參戰でもしたらば夫は別です。

### 軍需工業動員法と本法との關係

次に軍需工業動員法と本法との關係に付て申し上げます。支那事變には軍需工業動員法を適用するといふ法律がございますので、實は陸海軍の關係に於きましては、一應軍需工業動員法で十分であります。併しながら國家總動員の目的は昔に軍需を充足するといふばかりではありませぬ。軍需工業動員法は軍需を充足するといふのが目的になつてゐる。所が茲に鐵に付て考へましても、一方に於て軍需でございますし、一方に於ては民需でございます。軍需工業動員法に依つて軍需だけを統制致しましても、民需關係の方に付て動かない。或は銅でも鉛でも總てさういふ關係になつて居ります。従つて本當に原料材料等を經濟的に軍需、民需に統制按配して最も有効にやるといふことが出来ないでございます。故に國家總動員法に依りまして、軍需の外に民需に付ても統制運用を爲し、軍需民需を通じて原料材料を統制運用致しまして、一方に於ては陸海軍の作戰を容易にし、一方に於ては國民生活を確保するといふ兩方の目的を達成する必要があるのでございます。その意味に於きまして軍需工業動員法では頗る足らない。どうしてもそれを擴張して國民生活にまで及ばさ



なければならぬ。それが國家總動員法案を立案しなければならぬ重大な理由であります。

### 法案の各條項に就て

次に法案の大綱に就て申し上げます。第一條は國家總動員といふものの定義でございます。第二條は總動員物資、第三條は總動員業務の内容を解説したものであります。以下第二十條までは戦時規定であります。第四條は、國民徴用の規定であつて丁度帝國臣民が兵役法に依つて兵役に服するといふやうな事と同じ意味に於て、戦時に於て國民が國家總動員のために働くことが必要でありまして、適材適所に人を按配をして、人的資源を最も有効に發揮するといふことであります。第五條は國民、法人、團體が總動員業務に協力する規定であり、第六條は、勞務統制所謂勞務動員實施のために必要な條項であり、又第七條は、勞働爭議の豫防等の關係を規定したものであります。第八條は、物資の生産、消費、配給、需給の調節をするための規定であり、第九條は貿易統制の規定でございます。第十條は物資を使用收用することが出来る規定であり、是等に依りまして生産消費の關係を最も有効に働かすことが出来るのでございます。第十一條、第十二條は資本其他金融關係の規定であります。第十三條は、現在軍需工業動員法で工場事業場の管理をやつて居りますが、それ

を受繼いだ規定であります。第十四條は、鑛業權、砂鑛權等の使用收用に關する規定であります。第十五條は、第十三條及第十四條に依り收用したものが不要になつた場合の拂下の規定であります。第十六條は、設備の新設擴張を爲したり、或は之を抑制したりする規定であります。第十七條第十八條は、事業の統制協定並びに統制組合に關係の規定であります。第十九條は、物價統制に關する規定であります。第二十條は、新聞其他出版物の取締に對する規定であります。以上に依りまして戦時に於ける國家總動員の骨組を規定したものであります。

以下六條は平時から國家總動員の準備をする規定であります。第二十一條は、國民登録に關する規定でありまして、適材適所に勞務を調節する爲めに普段から國民登録をして置く、この人は機械職工によい、或はこれは旋盤が最も得意であるといふやうな細かい所の調査をし、戦時に於てそれ等の勞務者を適當に按配する所の準備を致します。第二十二條は、技能者を平時より養成をして置く規定、第二十三條は、不足物資を平時から國內に保有するといふ規定であり、第二十四條は、國家總動員上必要な計畫を立て、その準備演習をするといふ點であります。これは先年大阪等に於きまして、國家總動員演習をやりまして、陸海軍の軍需品を研究的に作つてみたあの演習のやうなものであります。第二十五條は、試験研究に關する點でございます。これ等に依つて重要な研究



を普段からやつて置かうといふのであります。第二十六條は、總動員上必要な事業に對して之を助長培養する所の規定であります。これが平時準備の規定であります。

以下三條は損失補償の規定であります。從來損失補償といふ點が割合に狭く考へられて居つたのであります。國家總動員上強制的に或ることをやらすならば十分に損失補償をするといふ途を開いて置く方が妥當であらうといふ意味に於きまして損失補償の規定を擴張してあります。第二十七條、第二十八條、第二十九條がそれであります。從來損失補償に就きまは軍需評議會を以て之に當てられました。今度は總動員補償委員會を設置されて、これに依つて損失補償をやつて行かうといふことになつて居ります。

以下は事務上の規定でありまして、調査又は報告監督等に關するものであります。次は罰則に關するものでございます。又本法の施行地域は内地のみならず外地にも及ぼすものであります。

以上は法案内容の梗概であります。目下法制局で審議中でありますので多少の修正があるかも知れませんが、大體申上げるべき點は此の程度であらうと存じますが、尙ほ御質問に依つて御答を致したいと思ひます。(拍手)

## 國家總動員法案



## 國家總動員法

第一條 本法ニ於テ國家總動員トハ戰時（戰爭ニ準ズベキ事變ノ場合ヲ含ム以下之ニ同ジ）ニ際シ國防目的達成ノ爲國ノ全力ヲ最モ有效ニ發揮セシムル様人的及物的資源ヲ統制運用スルヲ謂フ

第二條 本法ニ於テ總動員物資トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

- 一 兵器、艦艇、彈藥其ノ他ノ軍用物資
- 二 國家總動員上必要ナル被服、食糧、飲料及飼料
- 三 國家總動員上必要ナル醫藥品、醫療機械器具其ノ他ノ衛生用物資及家畜衛生用物資
- 四 國家總動員上必要ナル船舶、航空機、車輛、馬其ノ他ノ輸送用物資
- 五 國家總動員上必要ナル通信用物資
- 六 國家總動員上必要ナル土木建築用物資及照信用物資
- 七 國家總動員上必要ナル燃料及電力
- 八 前各號ニ掲グルモノノ生産、修理、配給又ハ保存ニ要スル原料、材料、機械器具、裝置其ノ他ノ物資



九 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル國家總動員上必要ナル物資

第三條 本法ニ於テ總動員業務トハ在ニ掲グルモノヲ謂フ

一 總動員物資ノ生産、修理、配給、輸出、輸入又ハ保管ニ關スル業務

二 國家總動員上必要ナル運輸又ハ通信ニ關スル業務

三 國家總動員上必要ナル金融ニ關スル業務

四 國家總動員上必要ナル衛生、家畜衛生又ハ救護ニ關スル業務

五 國家總動員上必要ナル教育訓練ニ關スル業務

六 國家總動員上必要ナル試験研究ニ關スル業務

七 國家總動員上必要ナル情報又ハ啓發宣傳ニ關スル業務

八 國家總動員上必要ナル警備ニ關スル業務

九 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル國家總動員上必要ナル業務

第四條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民ヲ徵用シテ

總動員業務ニ從事セシムルコトヲ得但シ兵役法ノ適用ヲ妨ゲズ

第五條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民及帝國法人

、其ノ他ノ團體ヲシテ國又ハ地方公共團體ノ行フ總動員業務ニ付協力セシムルコトヲ得

第六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ使用、雇入

若ハ解雇又ハ賃金其ノ他ノ勞働條件ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第七條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ勞働爭議ノ豫防若ハ

解決ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ作業所ノ閉鎖作業若ハ勞務ノ中止其ノ他ノ勞働爭議ニ關スル

行爲ノ制限若ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

第八條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ノ生産、

修理、配給、讓渡其ノ他ノ處分、使用、消費、所持及移動ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第九條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ輸出若ハ輸入ノ制限

若ハ禁止ヲ爲シ、輸出若ハ輸入ヲ命ジ、輸出税若ハ輸入税ヲ課シ又ハ輸出税若ハ輸入税ヲ増課若

ハ減免スルコトヲ得

第十條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ヲ使用又

ハ收用スルコトヲ得

第十一條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ會社ノ設立、資本



ノ増加、合併、目的變更、社債ノ募集若ハ第二回以後ノ株金ノ拂込ニ付制限若ハ禁止ヲ爲シ、會社ノ利益金ノ處分、償却其ノ他經理ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ銀行、信託會社、保險會社其ノ他勅令ヲ以テ指定スル者ニ對シ資金ノ運用ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十二條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ總動員業務タル事業ヲ營ム會社ノ當該事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲メノ社債ノ募集又ハ資本ノ増加ニ付商法第二百條又ハ第二百十條ノ規定ニ拘ラズ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第十三條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業ニ屬スル工場、事業場、船舶其ノ他ノ施設又ハ之ニ轉用スルコトヲ得ル施設ノ全部又ハ一部ヲ管理、使用又ハ收用スルコトヲ得

政府ハ前項ニ掲グルモノヲ使用又ハ收用スル場合ニ於テ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ從業者ヲ供用セシメ又ハ當該施設ニ於テ現ニ實施スル特許發明若ハ登録實用新案ヲ實施スルコトヲ得

政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務ニ必要ナル土地又ハ家屋其ノ他ノ工作物ヲ管理、使用又ハ收用スルコトヲ得

第十四條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ鑛業權、砂鑛權及

水ノ使用ニ關スル權利ヲ使用又ハ收用スルコトヲ得

第十五條 前二條ノ規定ニ依リ收用シタルモノ不用ニ歸シタル場合ニ於テ收用シタル時ヨリ十年内ニ拂下グルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ舊所有者若ハ舊權利者又ハ其ノ一般承繼人ハ優先ニ之ヲ買受クルコトヲ得

第十六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ制限若ハ禁止シ又ハ總動員業務タル事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ命ズルコトヲ得

第十七條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル同種若ハ異種ノ事業ノ事業主間ニ於ケル當該事業ニ關スル統制協定ノ設定、變更若ハ廢止ニ付認可ヲ受ケシメ、統制協定ノ設定、變更若ハ取消ヲ命ジ又ハ統制協定ノ加盟者若ハ其ノ統制協定ニ加盟セザル事業主ニ對シ其ノ統制協定ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十八條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル同様又ハ異種ノ事業ノ事業主ニ對シ當該事業ノ統制ヲ目的トスル組合ノ設立ヲ命ズルコトヲ得  
前項ノ組合ハ法人トス



第一項ノ規定ニ依リ設立ヲ命ゼラレタル者其ノ設立ヲ爲サザルトキハ政府ハ定款ノ作成其ノ他設立ニ關シ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第一項ノ組合成立シタルトキハ政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ當該組合ノ組合員タル資格ヲ有スル者ヲシテ其ノ組合ノ組合員タルシムルコトヲ得

政府ハ第一項ノ組合ニ對シ其ノ組合員ノ營業ニ關スル統制規程ノ設定、變更若ハ廢止ニ付認可ヲ受ケシメ、統制規程ノ設定若ハ變更ヲ命ジ其ハ又ノ組合員ニ對シ組合ノ統制規程ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第一項ノ組合ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ價格、運送賃、保管料、保險料、賃賃料又ハ加工賃ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ新聞紙其ノ他ノ出版物ノ掲載ニ付制限又ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

政府ハ前項ノ制限又ハ禁止ニ違反シタル新聞紙其ノ他ノ出版物ニシテ國家總動員上支障アルモノノ發賣及頒布ヲ禁止シ之ヲ差押フルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ併セテ其ノ原版ヲ差押フルコトヲ

得

第二十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民及帝國臣民ヲ雇傭若ハ使用スル者ヲシテ帝國臣民ノ職業能力ニ關スル事項ヲ申告セシメ又ハ帝國臣民ノ職業能力ニ

關シ検査スルコトヲ得

第二十二條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ學校、養成所、工場、事業場其ノ他技能者ノ養成ニ適スル施設ノ管理者又ハ養成セラルベキ者ノ雇傭主ニ對シ國家總動員上必要ナル技能者ノ養成ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十三條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ノ生産、販賣又ハ輸入ヲ業トスル者ヲシテ當該物資又ハ其ノ原料若ハ材料ノ一定數量ヲ保有セシムルコトヲ得

第二十四條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業ノ事業主又ハ戰時ニ際シ總動員業務ヲ實施セシムベキ者ヲシテ戰時ニ際シ實施セシムベキ總動員業務ニ

關スル計畫ヲ設定セシメ又ハ當該計畫ニ基キ必要ナル演練ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十五條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ總動員物資ノ生産若ハ修理ヲ業トスル者又ハ試験研究機關ノ管理者ニ對シ試験研究ヲ命ズルコトヲ得



第二十六條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ノ生産又ハ修理ヲ業トスル者ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ一定ノ利益ヲ保證シ又ハ補助金ヲ交付スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ政府ハ其ノ者ニ對シ總動員物資ノ生産若ハ修理ヲ爲サシメ又ハ國家總動員上必要ナル設備ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十七條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第八條、第十條、第十三條若ハ第十四條ノ規定ニ依ル處分、第九條ノ規定ニ依ル輸出若ハ輸入ノ命令、第十一條ノ規定ニ依ル資金ノ融通若ハ有價證券ノ應募、引受若ハ買入ノ命令又ハ第十六條ノ規定ニ依ル設備ノ新設、擴張若ハ改良ノ命令ニ因リ生ジタル損失ヲ補償ス

第二十八條 政府ハ第二十二條第二十三條又ハ第二十五條ノ規定ニ依リ命令ヲ爲ス場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ニ因リ生ジタル損失ヲ補償シ又ハ補助金ヲ交付ス

第二十九條 第二條ノ規定ニ依ル補償ノ金額及第十五條ノ規定ニ依ル拂下ノ價額ハ總動員補償委員會ノ議ヲ經テ政府之ヲ定ム

總動員補償委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十條 政府ハ第二十六條又ハ第二十八條ノ規定ニ依リ利益ノ保證又ハ補助金ノ交付ヲ受クル事

業ヲ監督シ之ガ爲必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第三十二條 第九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ輸出又ハ輸出ヲ爲シ又ハ爲サントシタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ輸出又ハ輸入ヲ爲シ又ハ爲サントシタル物ニシテ犯人ノ所有シ又ハ所持スルモノハ之ヲ沒收スルコトヲ得若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徵スルコトヲ得

第三十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 第七條ノ規定ニ依ル命令又ハ制限若ハ禁止ニ違反シタル者
- 二 第八條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
- 三 第九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ輸出又ハ輸入ヲ爲サザル者
- 四 第十條ノ規定ニ依ル總動員物資ノ使用又ハ收用ヲ拒ミ妨ゲ又ハ忌避シタル者
- 五 第十三條ノ規定ニ依ル施設、土地若ハ工作物ノ管理使用若ハ收用又ハ從業者ノ供用ヲ拒ミ、



妨が又ハ忌避シタル者

六 第十九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第三十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十一條ノ規定ニ依ル制限若ハ禁止又ハ命令ニ違反シタル者

二 第十六條ノ規定ニ依ル制限若ハ禁止又ハ命令ニ違反シタル者

第三十七條若ハ第十八條第五項ノ規定ニ違反シ認可ヲ受ケズシテ統制協定若ハ統制規程ヲ設

定、變更若ハ廢止シ又ハ第十七條若ハ第十八條第五項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

四 第二十三條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ保有ヲ爲サザル者

五 第二十六條ノ規定ニ違反シ生産、修理又ハ設備ヲ爲サザル者

第三十五條 前三條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情狀ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

第三十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第四條ノ規定ニ依ル徵用ニ應ゼズ又ハ同條ノ規定ニ依ル業務ニ従事セザル者

二 第六條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第三十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第二十二條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

二 第二十四條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ計畫ノ設定又ハ演練ヲ爲サザル者

三 第二十五條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ試験研究ヲ爲サザル者

第三十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十八條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ組合ノ設立ヲ爲サザル者

二 第三十條ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シタル者

三 第三十一條ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者

第三十九條 第二十條第一項ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ニ違反シタルトキハ新聞紙ニ在リテハ發行

人及編輯人ハ其ノ他ノ出版物ニ在リテハ發行者及著作者ヲ二年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千圓以

下ノ罰金ニ處ス

新聞紙ニ在リテハ編輯人以外ニ於テ實際編輯ヲ擔當シタル者及掲載ノ記事ニ署名シタル者亦前項

ノ同シハ罰金ニ處ス

第四十條 第二十條第二項ノ規定ニ依ル差押處分ノ執行ヲ妨害シタル者ハ六月以下ノ懲役若ハ禁錮

又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス



第四十一條 前二條ノ罪ニハ刑法併合罪ノ規定ヲ適用セズ

第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨グ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十三條 第二十一條ノ規定ニ違反シテ申告ヲ怠リ又ハ検査ヲ拒ミ、妨グ若ハ忌避シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

第四十四條 總動員業務ニ従事シタル者其ノ業務遂行ニ關シ知得シタル當該官廳指定ノ總動員業務ニ關スル官廳ノ機密漏泄又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス  
公務員又ハ其ノ職ニ在リタル者職務上知得シタル當該官廳指定ノ總動員業務ニ關スル官廳ノ機密ヲ漏泄又ハ竊用シタルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

第四十五條 公務員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ノ規定ニ依ル職務執行ニ關シ知得シタル法人又ハ人ノ業務上ノ機密ヲ漏泄又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十六條 第十八條第一項又ハ第三項ノ規定ニ依リ設立シタル組合ノ役員其ノ職務ニ關シ賂賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賂賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴ス

第四十七條 前條第一項ニ掲グル者ニ對シ賂賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第四十八條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第三十二條乃至第三十四條、第三十六條第二號、第三十七條、第三十八條又ハ第四十三條前段ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑又ハ科料刑ヲ科ス

第四十九條 前條ノ規定ハ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ代表者、代理人使用人其ノ他ノ從業者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニモ之ヲ適用ス本法施行地ニ住所ヲ有スル人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニ付亦同ジ

本法ノ罰則ハ本法施行地外ニ於テ罪ヲ犯シタル帝國臣民ニモ之ヲ適用ス

第五十條 本法施行ニ關スル重要事項(軍機ニ關スルモノヲ除ク)ニ付政府ノ諮問ニ應ズル爲國家



國家總動員審議會ヲ置ク

國家總動員審議會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

軍需工業總員法及昭和十二年法律第八十八號ハ之ヲ廢止ス

本法施行前軍需工業動員法ニ基キテ爲シタル命令又ハ處分ハ之ヲ本法中ノ相當規定ニ基キテ爲シタルモノト見做ス

軍需工業動員法ニ違反シタル者ノ處罰ニ付テハ仍舊法ニ依ル

國家總動員法案理由書

近代國防ノ特質ニ鑑ミ國家總動員ノ實施及準備ニ付準備スベキ法規ヲ制定シ現下時局ノ推移及將來ノ戰時事變ニ備フルノ要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

國家總動員法案理由書

近代國防ノ特質ニ鑑ミ國家總動員ノ實施及準備ニ付準備スベキ法規ヲ制定シ現下時局ノ推移及將來ノ戰時事變ニ備フルノ要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

# 國策研究會要覽

## 一、趣意書

熟ら方今に於ける我國内外の情勢を按ずるに、内に在りては漸く世態の推移に伴ひ、思想の趣舍必ずしも同じからざるものと、經濟の利害亦立場を異にするに依りて累々たるものなせざることは、知らず識らずの間に、社會勢力の拮抗を招き、動もすれば同胞の間に、軋轢を生ぜむとするの兆を呈し、世相の甚だ險惡なるを憂へしむ。併かも外に涉りては、國際關係の變轉頗る微妙にして容易に端倪するを許さず、通商貿易の前途亦暗澹として寸分も樂觀する能はず、武装の下防共陣營を張りて纒かに平和を保ちつゝあるの時、圖らずも東亞の天地に風雲の急を告ぐるあり。生を皇國に享くる者、豈晏如として袖手傍觀すべきの秋ならむや。

惟ふに、政府には責任ある大臣ありて夙に上御一人の信任を辱うし、國策充備の機關を擁して具さに猷替の誠を輸たすあり、帝國議會にも、勢力の主流たる政黨の漸く自肅して公黨たる面目に



就かむとするの概あるに依り協賛の途を誤まらざるべきを信ぜしめざるに非らず。彼此互に職司に恪遵し、文武一途、心を同じくして眼を國家の大局に着け舉國一體、時局を擔當して其の責を完うするの節度に違はざるに於ては、心ずや克く上、聖明の倚籍に應たへ下民生の慶福を護り、以て世局會通の運に通じ、人文更張の期を啓くべきを疑はざるなり。

然りと雖も、深く慮からざるべからざるは、當面の時局は極めて重大にして公事は、切に國民全體の關心事として細心の留意を要求しつゝあるの一事なり。見よ世態は日に推移して刻々時艱の重壓を加ふるあり、匡救すべきの局面は益々擴大して底止する所を知らず、而して其の規模の未曾有なる、先蹤の中外に徴すべきものなきが故に得失の計を審らかにして之に善處する、容易の業に非ざるを虞れしむるに非ずや。須らく是れ縝密周匝、現代の知識経験を傾けて餘蘊なきを期すべきなり。然るに世上不幸にして往々急躁輕舉、事を過つものなしとせず、假令國民中の極少部分に止まるとはいへ、政治經濟の動向は、時に志士をして憤激の情に禁へざらしむるものあるは否むこと能はざるよりして或は一舉にして人爲を以て新社會の秩序を作るの外なしと妄信せしむるに至り、爲めに國憲の尊貴をすら犠牲とするを辭せざるが如き天人與に許すべからざる輩の跡を斷ち得ざるは一世の指導的地位に在る者にして尙且つ現状維持に汲々たるの餘り、冷然として眼前の事實に目を

掩ひ、舊來の陋習を打破して革新の實を擧ぐるに怯懦にして、一時一局のみを糊塗し得れば、即ち能事畢はれりとし、爲めに可惜、全局の認識を誤まり、却て明日の危機を益するを知らざるが如き風なしとせざるが故に、國を過つての虞れあると共に深く憂へしめざるを得ざるなり。

方今の時局に處するの途は、蓋し舉國光輝ある國史の成迹に鑑み相率ゐて大和民族たるの誇りに目覺め、相勵まして無私奉公の誠を效たし、以て愈々國體の精華を發揚するに協力する爲め、國民たり公民たるの本分を竭くすに在り。併かも之を克くする、唯官民相携へて偏へに己れを虚しくし、君國の爲めに猷芹の誠を捧ぐる所、善く目的手段共に維新の宏謨に従ひ、昭和の國是とする所を護りて國憲に適ひ、頼りて以て必らず世局を會通し人文を更張する所以の途なるは勿論、之を何人の體驗に訴ふるも普遍妥當の客觀性を認識し得るが故に、嘗に其の實效を擧ぐるに些の不安を感じざるのみに止まらず、之を捨ては復た他に求むべきの方圖あるを知らざるに依り何人も欣然として之れを承服し、進みて實施の責を分つに躊躇せざる底の圓滿具足の基準國策を綜合確立し、以て之れが實行を期するに依りて時局を收拾し、明朗なる明日の人文を啓くに貢獻し得べからしむるに在るのみ。同志胥謀りて本會を設立し、且つ之れを恒久の組織とし、大に同志を糾合して聊か君國の爲めに盡くす所あらむとするの趣旨亦實に茲に存す。



本會は即ち如上の目的を達成するが爲め、同志を廣く全國に亙りて社會の各層に求め、政府の機關と相俟ちて時艱を齊ふに足るの綜合國策を検討審按するに、同志の體驗知識を盡して餘蘊あらしめざると同時に、公私各般の調査研究宣傳の機關とも聯携を緊密にし以て最も信頼すべきの情報機關たると共に、最も權威ある綜合國策調査の中央機關たるの作用を營み、恒に健全なる基準國策を求めて之れが實施を滑らかならしむるに萬慮なきを期せむと欲す。是を以て適時政府の當路に責任ある剴切の進言を爲すに過誤なきを期するは勿論、常に中正なる輿論の指導に力を竭くし、舉國一體 大政翼賛の途を過たざるべきの本分を完うするに和衷協同する所、共存共榮、社會の福祉、國家の隆昌を之れ圖かるに善處するは、同志の最も深く意を用ふる所なり。

若し夫れ職能・體驗・知識を異にし、又必らずしも地位・境遇・利害をも同じくせざる同志が、只管 君國の事を思ひ、時務に切なる國策を綜合するに精進するあらむとして無私の協力を捧げ、不斷に協同研究を遂ぐるの間には、自から同志の時局に對する認識を一にし、事の是非曲直に關する批判を齊しくして進むや其の序に循ひ、新にするや其の中を執るに過ちなきを期せしめ得べきを疑はざるなり。又此の組織なしとせば、互に批判的立場を異にするを免かれざるに依りて相乖離するに至ることなきを保し得ざる有爲の人士をして、會々人格的接觸の機會を滋げかしむるが故に、

依りて以て同志の報效の衷懷に益すあるは勿論、其の協心戮力を促がすの結果を齎らし得べきを信ず。斯くの如きは、所在の同志を通じて行はるべき啓蒙運動の頗る效果的なるべきと共に、此の事既に事局を疏通するに資する所鮮なからざるべし。

同志が指導方針として堅持せむと欲する所は、其の嚮はむとする所及其の提示せむと欲する方圖の輪廓と共に、上述したる所に依りて略ぼ明らかなりと信ず。而して其の詳細に至りては、逐次同志の間に慎重審議を凝らしたる末、案を得るに隨ひて臨機公表する處あらむとす。

大方諸賢 庶幾くば同志の微衷を諒とし、奮て同志の舉に贊助し此の機に同志と共に世局會通の運を回らすに協力するを吝しまれざらむことを。

昭和十二年一月

發 企 人 連 名

## 一、規 約

第一條 本會ハ國策研究會ト稱ス

第二條 本會ハ官民ノ間ニ廣ク同志ヲ求メ、常ニ國策ノ綜合的調査研究ヲ行ヒ、公明ニシテ適正ナ



ル政治・經濟上ノ指導精神ヲ確立スルト共ニ、同志相互ノ親睦提携ヲ圖ルヲ以テ目的トス  
第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スルタメ左ノ事業ヲ行フ

- 一、國策ニ關スル調査研究並ニ參考資料ノ蒐集
- 二、官・公・私設各種調査研究團體トノ聯絡提携
- 三、講演會、研究會等ノ開催
- 四、會報並各種調査研究ノ報告書、參考資料等ノ出版
- 五、其他本會ノ目的達成ニ必要ナル事業

第四條 本會ハ會員二名以上ノ紹介ニヨリ銓衡委員會ノ議ヲ經タル上、理事會ノ承認ヲ經タル者ヲ以テ會員トス

會員ハ會費トシテ年額金拾圓也ヲ納付スルヲ要ス

第五條 本會ノ定期並ニ臨時ノ諸刊行物ノ配布ヲ希望スルモノハ凡テ本會ノ會友トス

會友ハ本會ニ於テ指定シタル諸集會ニ出席スルコトヲ得

會友ハ年額金五圓也ヲ納付スルモノトス

第六條 本會ニ左ノ機關ヲ設ク

- 一、總會
- 二、理事會
- 三、常任理事會
- 四、各種委員會
- 五、事務局

第七條 本會ノ總會ハ理事會ノ議ヲ經隨時之ヲ開催ス

第八條 理事ハ總會ニ於テ之ヲ選任シ、ソノ任期ハ二ケ年トス  
但シ再任ヲ妨ケス

第九條 常任理事ハ理事會ニ於テ互選シ本會ノ會務ヲ執行ス

第十條 各部委員會ハ理事會ニ於テ會員中ヨリ選任シタル委員ヲ以テ之ヲ組織ス 委員會ノ細則ハ理事會ニ於テ之ヲ定ム

第十一條 事務局ニ事務長ヲ置ク 事務長ハ常任理事會ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ處理ス

第十二條 本會ノ經費ハ會員及會友ノ會費並寄附金其他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第十三條 本會ノ會計ハ理事會ノ議ヲ經毎年一回總會ノ承認ヲ受クヘキモノトス

第十四條 會員ニシテ本會ノ主旨ニ副ハサルモノアリト認メタルトキハ理事會ノ議ヲ經テ之ヲ除名スルコトアルヘシ

第十五條 本規約ヲ改正セントスルトキハ總會ノ承認ヲ經ヘキモノトス



第十六條 本會設立當初ノ理事ハ本會設立當時ノ發企人之ニ任ス

三、役員一覽 (五十音順)

一、理事

阿部賢一	有田八郎	井川忠雄	飯島幡司	飯田清三
池田宏	石黒忠篤	今井田清徳	小野武夫	大藏公望
大橋八郎	種田虎雄	岡田卓雄	加藤敬三郎	加藤恭平
片岡安	唐澤俊樹	河田烈	河原田稼吉	菊池慎三
栗本勇之助	下村宏	關口泰	十河信二	田島道治
高橋龜吉	道家齊一郎	中根貞彦	中村藤兵衛	永田秀次郎
林久治郎	藤田國之助	堀切善次郎	村田省藏	
池田宏	今井田清徳	大藏公望	河田烈	下村宏
堀切善次郎				

二、常任理事



# 露光量違いの為重複撮影

## 附 則

第十六條 本會設立當初ノ理事ハ本會設立當時ノ發企人之ニ任ス

### 三、役員一覽 (五十音順)

#### 一、理事

阿部賢一	有田八郎	井川忠雄	飯島幡司	飯田清三
池田宏	石黒忠篤	今井清徳	小野武夫	大藏公望
大橋八郎	種田虎雄	岡田卓雄	加藤敬三郎	加藤恭平
片岡安	唐澤俊樹	河田烈	河原田稼吉	菊池慎三
栗本勇之助	下村宏	關口泰	十河信二	田島道治
高橋龜吉	道家齊一郎	中根貞彦	中村藤兵衛	永田秀次郎
林久治郎	藤田國之助	堀切善次郎	村田省藏	
二、常任理事				
池田宏	今井清徳	大藏公望	河田烈	下村宏
堀切善次郎				

昭和十三年三月五日印刷納本  
昭和十三年三月八日發行

(定價 二十錢)

トウレフンバ會究研策國  
輯三第  
**員動總家國**  
てい就に案法

編輯人 永原茂樹  
印刷者 石崎宋一  
印刷所 東京市淀橋區下落合一ノ一八 祖谷印刷所

發行所 東京市麴町區內幸町大阪ビル内  
**國策研究會**  
電話 銀座部五一八一番  
振替 東京五八二〇三番



終

スプリット第三巻・「国家統制と法制度の現況」

国統

9